平成２２年（フ）第３６号
宮崎県延岡市大武町134番地10
債務者　有限会社小野重機
代表者代表取締役　小野　政博
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　衞藤法律特許事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９９号
堺市堺区榎元町５丁９番２号、店舗住所大阪府東大阪市小阪本町１－５－５
債務者　株式会社Ｐａｒｔｙ’ｓ
代表者代表取締役　三上　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
北海道歌志内市字文珠159番地７
債務者　有限会社北大フクイ
代表者代表取締役　本郷　良一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目13番地８
債務者　有限会社三栄工業
代表者代表取締役　岩佐　　潔
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
香川県坂出市林田町2845番地４
債務者　有限会社入谷建設
代表者代表取締役　入谷　正隆
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　宗平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７２４号
名古屋市北区丸新町391番地
債務者　有限会社平野製作所
代表者代表取締役　平野　実良
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２６号
横浜市港北区新横浜３丁目16番地10
債務者　株式会社カープラ
代表者代表取締役　根岸賢太郎
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８７号
大阪市東成区深江北２丁目９番10号
債務者　トロップス株式会社
代表者代表取締役　殿村　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1442番地
債務者　甲斐ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年５月28日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３７号
神奈川県南足柄市岩原14番地３
債務者　髙橋みどり
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０６号
仙台市泉区南中山１丁目27番地の325
債務者　沼田　邦子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門間久美子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
仙台市太白区西の平２丁目５番27号
債務者　菊地　勝子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神坪　浩喜
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前11時25分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
岡山県倉敷市連島町連島2876番地41
債務者　宮田　丈夫
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　敬之
4　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福岡県行橋市行事２丁目１番10―106号
債務者　石橋　靖之
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　貞祐
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
福岡県行橋市泉中央４丁目４番４号
債務者　石橋　信宏
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　貞祐
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係